

厚生労働省告示第二百十八号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

附則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。